

公示 第520号

令和4年3月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合

理事長 三輪 一雄



健康保険一般保険料負担割合の公示について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第120回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

◆ 変更内容

第44条を

(一般保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額の107.7分の59.850は事業主、  
107.7分の47.850は被保険者において負担する。

(調整保険料の負担割合)

第44条の2 調整保険料額の1.3分の0.65は事業主、  
1.3分の0.65は被保険者において負担する。

に改める。

◆ 施行日

この規約は、令和4年3月1日から施行する。

以上